

本件は、平成24年9月7日に広告した
内容を一部変更したものである。

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成24年12月21日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
鳴門管理センター所長 伊藤 進一郎

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 平成24年度鳴門管内海峡部非常電話設備更新工事
- (2) 工事場所 自) 兵庫県南あわじ市阿那賀 (KP75.6)
至) 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦 (KP80.4)
- (3) 工事内容 本工事は大鳴門橋及び接続している高架橋に設置している非常電話を更新するものである。
- (4) 工事概算数量 非常電話機製作工 18台
機器据付工 1式
撤去処分工 1式
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成25年7月31日まで
- (6) その他 本工事は、簡易な施工計画等の技術的所見を求め、価格以外の評価項目と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 申請書等の提出
入札参加希望者は、技術資料及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 申請書等の作成
技術資料は技術資料作成要領に基づき作成するものとする。

- (3) 申請書等の入手方法
入札参加希望者は、技術資料作成要領、入札広告の写し、契約書案、入札及び見積り手引き、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を入札広告の日から平成25年1月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所においてCD-Rにより無料で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター 総務課
(住所) 〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18番地
(電話番号) 088-687-2166(代表)

- (4) 申請書等の提出期間、場所及び方法
申請書等の提出期間、場所及び方法は、下記のとおりとする。
①提出期間 平成24年12月21日（金）から平成25年1月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

- ②提出場所 (3) に同じ。
③提出方法 提出場所へ持参により提出すること。
※ 郵送又は電送は受け付けない。

3. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の各号の一に該当しないこと。

- ① 電気通信工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1の1に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
② 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者
③ 本四会社の過去2年以内において次の（イ）から（チ）までの一に該当したと認められる者
（イ） 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（ロ） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
（ハ） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（ニ） 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
（ホ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
（ヘ） 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
（ト） その他本四会社に著しい損害を与えた者
（チ） （イ）から（ト）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これに準ずる者として使用した者
④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本四会社における平成23・24事業年度工事競争参加有資格者（以下「有資格者」という。）のうち、「交通情報設備工事」の認定を受け、希望工事内容に「その他の交通情報設備」がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

(3) 平成22年度及び平成23年度における当該工種の工事成績の平均点（各年度毎）が2年連続して65点未満でないこと。なお、当該工種とは記3.（2）有資格者の認定を受けた「交通情報設備工事」をいう。（本四会社における当該工種の工事実績がない者は65点と見なす。）

(4) 記1.（1）に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(5) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域1（兵庫県・徳島県）」、「地域2（岡山県・香川県）」、「地域3（広島県・愛媛県）」及び「地域4のうち大阪府、高知県」において、指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 地理的条件

大阪府、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、広島県、愛媛県又は高知県のいずれかに建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(8) 施工実績

平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績については本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成14年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並

びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定点が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む）並びに他の機関が発注した工事で工事実績がないものについては65点と見なす。）。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

下記同種工事を必要とする。（下記の①及び②を必要とする。なお、①及び②の施工実績は同一の工事において有する必要ない。）

- ①道路に設置する非常電話設備又は有線通信ケーブル又は伝送交換設備の機器製作（自社製作又は委託製作）、設置及び試験調整を実施した工事
- ②供用中の道路において車線規制（全面通行止め、路肩規制を除く）を実施した工事

（9）配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については工事の請負金額が2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事含む。）している期間とする。

- ①専任の主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③主任（監理）技術者は、下記（イ）から（ニ）の何れの資格等を有する者であること。

（イ）電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、電気通信工事に係る下記の実務経験を有する者。

- ・高等学校（旧実業学校）5年以上
- ・高等専門学校（旧専門学校）3年以上
- ・大学（旧大学）3年以上

（ロ）電気通信工事に係る10年以上の実務経験を有する者。

（ハ）技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものに限る。））の資格を有する者。

（ニ）電気通信事業法第46条第3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者。

（10）配置予定の現場代理人

現場代理人は当該工事の現場施工期間中は常駐で配置できること。

（11）同種工事の経験

現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない。）。又、これ以外の経験に関する取扱は記3.（8）と同じとする。なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合にはその者は（9）に示す資格を有している者でなければならない。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

下記同種工事を必要とする。

- ・道路に設置する非常電話設備又は有線通信ケーブル又は伝送交換設備の設置及び試験調整を実施した工事

（12）主要設置予定機器等評価

主要機器とは非常電話機をいう。

- ①本工事における主要機器の製造予定業者の平成14年度以降に主要機器を納入した実績を有すること。

なお、製造予定業者とは自社製造の場合は自社、他社へ製造を委託する場合は委託先製造業者をいう。

②指定する地域（大阪府、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、広島県、愛媛県及び高知県のいずれか）での主要機器の保守技術支援体制を有すること。なお、主要機器の製造を他社へ委託する場合には、委託先製造予定業者が上記と同様の指定する地域での保守支援体制を有すること。

(13) 本工事における、記4.(2)に示す施工計画等の記載内容が適切であることが必要である。なお、施工計画等の記載内容が不適切な場合や記載がない場合は競争参加資格を認めない。

4. 総合評価落札方式（特別簡易型）に関する事項

(1) 総合評価落札方式（特別簡易型）の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（記3.の要件を満たし入札参加できる場合に付与する点数）に技術資料の内容に応じ最大15点の加算点（入札参加希望者が提出した施工計画等の評価結果に応じて付与する点数及び配置予定技術者の評価結果に応じて付与する点数を加算した点数）を加えた点数を入札価格で除した数値（記4.(3)でいう「評価値」）を算出し、落札予定者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な評価項目、評価指標及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目	評価指標
①技術提案	安全管理に関する事項
②企業の施工能力	1) 同種工事の施工実績 2) 本四会社における当該工種工事における工事成績
③配置予定技術者の能力	1) 同種工事の施工実績 2) 本四会社における交通情報設備工事の現場代理人又は主任（監理）技術者としての工事成績 3) 配置予定技術者の資格

(3) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術資料による評価項目（評価指標）を評価し、評価値＝（標準点+加算点）／入札価格の最も高い者を落札者となるべき者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の決める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

①入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②施工計画等の内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

(4) 評価点の付与の方法

記3.の要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとし、加算点は最大15点とし、評価項目毎にその内容を評価し、評価に応じて加算点を付与するものとする。

(5) (3)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 評価内容の履行に関する事項

受注者の責により、技術資料に記載された施工計画の内容が履行されなかった場合は、その程度により請負工事成績評点を最大3点減点する。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

5. 入札執行の日時及び場所等

(1) 開札日時：平成25年2月12日（火） 16時00分

(2) 場所：記2. (3) の入札室

(3) 方法：持参すること。

6. 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制度違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、提出した技術資料に記載した配置予定技術者（記3. (9)）は病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の他は、技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記3. (9)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

7. その他

(1) 提出された申請書等は、返却しない。

(2) 手続に関する問い合わせ先は、記2. (3) に同じ。

(3) 記3. (2) に掲げる工事競争参加資格の認定を受けていない者も記2. (4) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(4) 申請書等に虚偽の記述をした者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。

また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札、申請書等に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(5) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し指名停止の措置を講ずることがある。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上するとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払いの請求を妨げるものではない。

(7) 契約書作成の要否 要

なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。

（詳細は、弊社ホームページ<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html>による。）

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
鳴門管理センター所長 伊藤 進一郎 殿

業者コード（注 1）

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印

平成 24 年 12 月 21 日付けで入札広告のありました平成 24 年度鳴門管内海峡部非常電話設備更新工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではありません。

記

1. 技術資料

以上

（注 1）業者コードは、本州四国連絡高速道路株式会社より送付された「平成 23・24 事業年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載してください。